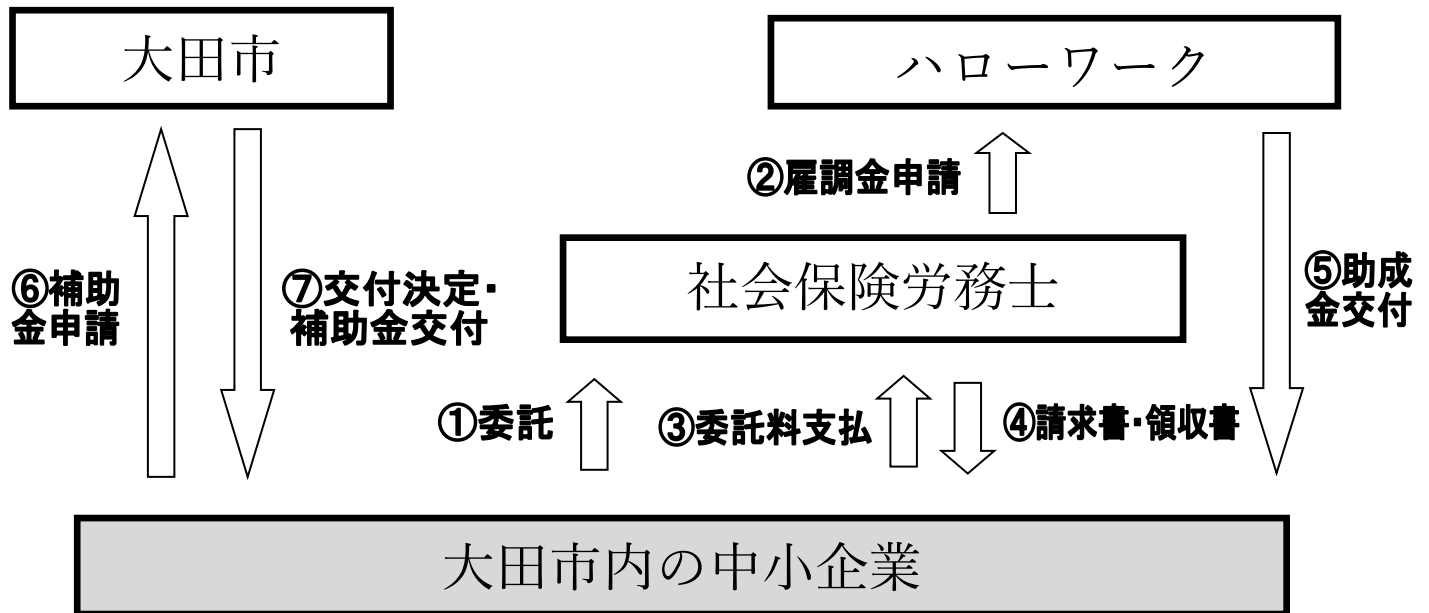


【申請の流れ】



【Q&A】

Q 1、大田市内に支店があるが、本社は市外にある。対象となるか

A 1、大田市内に本店を有することが条件のため、対象外となります。

Q 2、申請が1回限りとあるが、雇用調整助成金等1回の申請分に対してのみの補助となるのか

A 2、当該補助金の申請は1回限りとしていますが、雇用調整助成金等の1回の委託料が10万円に満たない場合は、複数回まとめていただき、経費が10万円達した段階で申請いただけます。また、その場合は複数回分の雇用調整助成金等の支給決定通知書・領収書等の写しが必要となります。

Q 3、補助対象経費は消費税込みで良いのか

A 3、市からの補助金は、委託料から消費税を除いた部分に対しての補助となります。請求書・領収書は、生じた経費と消費税が分かる形で記載してください。

Q 4、雇用調整助成金等の申請を行ったが、支給されなかった場合は補助金の対象となるか

A 4、雇用調整助成金等の支給を受けることが条件となりますので、支給されなかった場合は対象外となります。

Q 5、社会保険労務士へ支払う委託料にはどのようなものが含まれるのか（手付金は対象か）

A 5、実際に雇用調整助成金等を申請する際の書類作成に対して生じる経費が対象となります。申請書類作成前の手付金や顧問料は対象となりません。

Q 6、従業員数によって申請が不可となる場合はあるのか

A 6、従業員数は当該補助金の申請の可否には影響しません。また、個人・法人等会社の形態に関わらず対象となります。

Q 7、令和2年3月に起業したばかりだが、対象となるか

A 7、事業実施期間に制限はありませんので、要件を満たせば対象となります。

Q 8、市外の社会保険労務士に雇用調整助成金等の申請事務委託を行った場合は対象となるのか

A 8、市外の社会保険労務士へ委託した場合であっても、対象となります。